

## 工 事 請 負 契 約 書 (案)

工 事 名 滋賀大学 (石山) 自然科学棟改修機械設備工事 (I 期)  
請負代金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

発注者 国立大学法人滋賀大学契約担当役 理事 清廣 哲之 と受注者 との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第 1 条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第 2 条 工事は、滋賀県大津市平津二丁目 5 番 1 号 (滋賀大学石山団地構内) において施工する。

第 3 条 着工時期は、令和 年 月 日とする。

第 4 条 完成期限は、令和 5 年 2 月 2 8 日とする。

第 5 条 契約保証金は、 円以上を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第 6 条 受注者は、工事の目的及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第 7 条 請負代金 (前払金及び中間前払金を含む。) は、受注者からの適法な請求に基づき 3 回以内に支払うものとする。

第 8 条 請負代金のうち、金 円以内の額を前払金として前払できるものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社保証証書を受領した日の属する月末から起算して 3 0 日以内にするものとする。

第 9 条 請負代金は、金 円以内の額を中間前払金として前払できるものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日の属する月末から起算して 3 0 日以内にするものとする。

第 1 0 条 請負代金 (前払金及び中間前払金を含む。) の請求書は、滋賀大学施設管理課に送付するものとする。

第 1 1 条 完成通知書は、滋賀大学施設管理課に送付するものとする。

第 1 2 条 別記の工事請負契約基準第 3 5 第 8 項、第 5 3 第 3 項及び第 5 5 第 2 項中の遅延利息率は、「年 3 %」である。

第 1 3 条 別記の工事請負契約基準第 4 6 第 1 項第 1 1 号イを次のとおり読み替えるものとする。

イ 役員等 (受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。) が暴

力団員であると認められるとき。

第14条 別記の工事請負契約基準第37を次のとおり読み替えるものとする。

第37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第15条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人滋賀大学契約事務取扱細則によるものとする。

第16条 この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第17条 この契約に関する訴えの管轄は、滋賀大学所在地を管轄区域とする大津地方裁判所とする。

第18条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

発注者 彦根市馬場1丁目1番1号  
国立大学法人滋賀大学  
契約担当役 理事 清廣 哲之

受注者